

令和2年度第4回（令和3年6月10日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（16名）

【会長】学識経験者：雪嶋会長

【副会長】学識経験者：三浦副会長

【副会長】社会教育委員：中村副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】酒井委員、篠塚委員、則竹委員、増子委員

【区内の社会教育委員】石橋委員

【図書館関係団体から推薦を得た者】尾下委員、成瀬委員

【区内学校職員】宇山委員

【中央図書館長】図書館職員：中山中央図書館長

【図書館側委員】図書館職員：平野資料係長、内村利用者サービス係長、
鈴木こども図書館長

図書館事務局（3名）

【事務局】図書館職員：萬谷管理係長、関口主査、管理係大場

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

協議事項

(1) 感染症対策と区立図書館サービスのあり方について（まとめ）

(2) 区立図書館サービス計画

報告

(1) 新宿区立図書館視聴覚資料(DVD)に係る貸出数量等変更の本格実施について（報告）

会長 今日は真夏のような暑さの中、お集まりいただきありがとうございます。只今から、令和２年度の第４回新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。この協議会は公開されており、傍聴の方がおりますのでよろしくお願いします。

本日は、１名から欠席の連絡を受けておりますけれども、開催の定数を満たしておりますので、本会議は成立いたします。また、オンライン参加についても１名アクセスができていない状態ですが、現在調整中とのことです。今日の会議は進行していきたいと思っております。

まず、本日の資料の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料確認の前に、この４月より資料係長が変わりましたので、自己紹介をさせていただきます。

資料係長 ４月より資料係長になりました、平野と申します。どうぞ皆さま、よろしくお願いいたします。

事務局 続いて資料の確認をさせていただきます。今回も、オンラインと対面のハイブリッド会議を行いますので、そのご案内をします。オンラインの方は、基本的に発言者以外はマイクをオフにさせていただいて、発言される場合は、会長から〇〇委員どうぞとおっしゃいますので、その後マイクのミュートを外してお話してください。こちらの会場にいらっしゃる皆さまは、マイクでお話しいただければ聞こえるかなと思います。図書館委員で説明が必要な場合は、今、私が座っている席から説明させていただきます。

前方のスクリーンにはウェブで参加されている方たちが映ってるようになっておりますので、スクリーンのほうもご覧いただければと思います。オンラインの参加の方で、画像をオフにされている場合は、会長から呼び掛けを行うことがありますので、その際、何かリアクションをしていただければと思います。リアクションボタンですね。ここの反応というところで、はいとか、拍手とか出していただくと、こういうふうに表示されますので、何かしらリアクションをしていただければと思います。

それから、何かトラブルなどで、音声とか画像が出なくなってしまったという方については、通知しているメールアドレスか、図書館にお電話いただければ、こちらのほうで対処できることは対処していきたいと思っております。

それでは、配布資料の確認ですが、今回７点送らせていただきました。(１)資料の送付文、(２)事務連絡、(３)Zoomのウェブの案内、(４)次第、(５)サービス計画の冊子、(６)著作権法の一部を改正する法律案の概要、(７)新宿区立図書館視聴覚資料、DVDに係る貸出数量等変更の本格実施について。以上を郵送させていただいております。当日配布分としまして、(７)のDVDの追加資料を机上配布とメールでお送りさせていただいております。資料の確認は以上になります

会長 ありがとうございます。それでは、本日の次第に沿って進めます。まず(1)感染症対策と区立図書館サービスのあり方について、それから(2)区立図書館サービス計画の二つを一緒に進めていきたいと思いますので、資料の説明をお願いいたします。

事務局 では、資料の説明をさせていただきますので、お配りしている事務連絡というものと、サービス計画の冊子ですね。こちらをご準備いただいてよろしいでしょうか。

まず事務連絡のほうから説明させていただきます。既にお読みになっていらっしゃると思いますが、10分程度でご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1番の「新型コロナウイルス感染症対策下における区立図書館のあり方について」ということで、今回、令和元年度と2年度の2年間でご議論いただきました。その内容について、これから発行するこちらの令和3年度から令和5年度サービス計画の中に盛り込むことにしました。理由としては、ご意見が今後の図書館サービスに直接関係してくると思われるためです。

サービス計画については、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年度のサービス計画の策定と、それから令和元年度の図書館サービスの達成状況の点検および評価の実施について、見送らせていただきました。そのため、令和元年度に計画した重点事業の達成状況に基づいて、区の第二次実行計画に合わせて、今回、3年度から5年度の3カ年の計画として、今回策定しているところです。これらの経緯は、サービス計画のはじめにの所にも掲載しております。

次に、サービス計画の確認ポイントについて説明いたします。現段階ではまだ案で、地域図書館と調整中の箇所ですとか、それから本日ご議論いただいたものと、この後、教育委員会などからもご意見をいただくことになってるんですけども、それらを反映して、9月中に冊子とホームページで公表していく予定で進めております。

では、サービス計画の1ページ目なんですけれども、こちらは重点事業の達成状況について記載しているところです。令和2年度はサービス計画が立てられませんでしたので、令和元年度のサービス計画の概要版に掲載した事項について、達成したか否かという点と、それから令和3年度から5年度の方角性を記載しました。この方角性に基づきまして、3ページ目に令和3年度から5年度サービス計画、重点事業を記載しています。

令和元年度で達成したものについては、新たな視点で重点事業としました。例えば、中央・こども図書館ですけれども、中央図書館敷地内校庭の有効活用の検討を行いますということ、令和元年度のサービス計画には載せまして、こちらの検討についてはもう達成しましたので、今後事業の拡大をしていくというような見方になります。旧校庭をそらとだいちの図書館として、『みんなの居場所をみんなでつくる』をモットーに、『図書館のにぎわい創出』や、地域の『ゆるやかなつながり』づくりを、ボランティアと進めますというサービス計画の重点事業としました。このような感じで、令和元年度のところで継続していくものはその

まま令和3年度からも継続してやっていく。手段改善とか、縮小、拡大というような方向性については、新たな計画を立てたというような見方になります。

北新宿図書館は、ほぼ全て新しく考え直しました。それから、鶴巻図書館も、ほぼ考え方を変えています。こちらは、一昨年の事業者と指定管理者が変わりましたので、それで変更する点が多いのかなというふうに考えております。

5 ページ目から 28 ページ目は、全館共通取り組み事業を記載しております。①夏目漱石に関すること、②オリンピック、パラリンピックのこと、③区の各部署との連携、④図書館を応援する地域団体等との協働事業、⑤調べ学習への支援の5点になります。

オリンピック、パラリンピックが無事開催されましたら、この②の取り組み事業は終了して、新たに設定を考えているところです。こちらはサービス計画のはじめにの所に掲載させていただいてるんですけども、2 段落目の後半の所ですが、「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」については、開催終了までとします。その後、地域の情報センターとして、利用者ととともに地域の情報を収集・発信する「地域と共に歩む図書館」を共通取り組み事業として進めていくというふうに記載させていただいております。

昨日ちょうど区立図書館の館長連絡会がありまして、こちらについて別途依頼するというお話をさせていただいているところです。考え方としましては、例えばなんですけれども、四谷エリアには小さな美術館がたくさんあったり、それから下落合エリアのほうでは染め物などのミニ博物館というのがあったりします。こちらの施設と連携したりですとか、それから歴史的人物とか建造物みたいなものを、図書館に来て、このような施設が近隣にあることを知ってもらって、そこに行って、そちらの施設からまた何かを学んだりということ、相互に、これらを利用者と一緒に何か企画していくというようなイメージを考えておりまして、それを「オリンピック・パラリンピック関連事業」の後の共通取り組み事業としてやっていこうというふうに考えております。

それから、この5 ページ目からの共通取り組み事業の見方なんですけれども、左側に図書館名がありまして、重点事業達成のための取り組み事業、令和元年度と2年度に行った事業名を記載しております。その事業について達成したか達成していないか、それから未実施なのかということを記載しております。

達成していないと未実施の違いなんですけれども、未実施というのは、コロナ等の影響で全然できなかったこと、達成していないというのは、事業を実施してみたけれども、最初の企画した時点で考えていたものとは違うことしかできなかったということで、達成できなかったという表現をさせていただいております。

利用者の声については、アンケートはイベントでは実施しているところなんですけれども、展示については、表現を統一しようと考えておりまして、今、冊子では黄色いセルになっております。何日間展示をして、展示資料何点中貸出点数が何点あったというような表現でまとめようと思ってるということです。

それから、戸山図書館や角筈図書館ではまだ空欄の箇所があると思いますが、記載する際

にひとつのセルに全部の事業が書かれていたものを分散して記載しなおしたため、それぞれの達成度については今、地域図書館に確認しているところです。この事業をやってみて、方向性としては継続していくのか、廃止していくのか、拡大していくのか。継続していくけれども、手段改善するなどの方向性を示しています。この方向性へのコメントで、特筆すべきものについては記載しております。

この後の現状維持と重点事業の段なんですけれども、先ほど事前に会長と副会長と打ち合わせしたところ、ちょっとこの表現が分かりにくいというお話が出ました。事務局としては、継続していくけれども、今後、重点事業にしていくというようなニュアンスで書いたつもりだったんですけれども、あまり伝わっていない、伝わりにくいと思いますので、修正していこうと思っているところです。イメージとしては、事業を拡大していく場合は重点事業として進めていき、方向性が継続の場合は、経常事業的にやっていくものなのか、それとも、継続していきながら重点事業としてやっていくのかというような、そういうような分け方で修正します。

それから、29 ページ目からなんですけれども、こちらが図書館運営協議会の意見等ということで、今回まとめていただいた部分になります。きょう、こちらを重点にご議論していただければと思っているところです。

事務連絡の裏面に移りまして、こちらにご議論いただいた内容を5点にまとめました。特に3番の電子図書館、サービスの導入の所についてはさまざまな意見をいただきました。全ての意見を反映させることは困難だったのですが、3点に絞って記載しました。これまでにいただいた意見で抜け漏れなどありましたら、ご指摘いただければと思っております。

この電子図書館サービスの中で、著作権法の一部改正する法律案の概要について記載させていただいております。こちらについては、別紙に著作権法の一部を改正する法律案の概要というのをお付けしました。この件についてはまだ不確定な要素が多くて、区立図書館としてどういうふうに対応していいのかわからない点が多いんですけれども、学識の先生や出版関係の委員の方から説明がもしありましたら、そちらも交えてご議論いただければと思います。

以降につきましては、まだ議論がきちんとできていない部分で、今回のサービス計画から落とすことも視野に入れながら、案として書かせていただいております。今後、予算要求などで、図書館運営協議会からこういうことの準備が必要ですよというふうにおっしゃっていただくことで、予算の確保などにもつなげていくことができるかと思ひまして、掲載をさせていただいているところです。

おわりにの部分につきましては、前回、新中央図書館についてもご意見いただいたところで、こちらを抜きにまとめるのも困難かと思い、掲載させていただきました。

33 ページ以降は資料編といたしまして、新宿区立図書館の取り組みについて紹介させていただいております。33 ページでは、国内の主なニュースと一緒に区立図書館での取り組みを記載したことで、この時期にはこういうことがあったのが分かるような書き方にした

つもりです。

次の(2)はまだ空欄なんですけども、今、各種資料と整合性を確認しているところですが、各図書館で取り組んだ新型コロナウイルス感染症対策を、ハード面とソフト面の視点からまとめたものを記載していく予定です。こちらを全図書館分掲載し、ほかに4ページぐらい資料を追加するつもりです。

35 ページからは、子ども読書活動全般における取り組みについて記載しております。この後、こども図書館長から、説明させていただこうと思っております。こども図書館長、お願いします。

こども図書館長 子ども読書活動の全般における取り組みということで、ご説明をさせていただきます。

令和2年度の子どもの読書活動については、共通取り組み事項が四つございます。①新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてです。こちらは安心安全な図書館ということで、イベントを行う際などには、特に対策を講じた上で8月頃から小規模イベントを施行しまして、10月以降、お話会やイベントを行ってきたところでございます。

また、今年の4月中旬より利用者用の資料除菌機を全館で設置しています。中央図書館においても、1階玄関口にありますので、お帰りの際はご覧になっていただきたいと思います。

ただ、国の緊急事態宣言が再度発出ということで、現在はお話会やイベントは原則休止とさせていただいている状況です。今後、対策を十分に講じて、イベント、お話会なども進めていきたいと考えております。

次に②新宿区立図書館を利用した調べる学習コンクールについてです。(ア)地域コンクール参加校、応募数の推移をご覧ください。令和元年度と令和2年度の実績でございます。これを見ますと、参加校数については、令和元年度は40校でしたが、令和2年度は38校ということで、校数は変わらなかったんですけれども、学校の休校や図書館の休館がございましたので、出品数は令和元年度の2,642点に比べまして、令和元年度は1,239点ということで、約半数程度の出品となりました。

ただ、中身を見てみますと、(E)表彰作品数の推移というところをご覧ください。令和元年度と令和2年度を比べますと、出品数自体は前年度比で半数程度になっておりますが、全国コンクールの内容としては最高賞の文部科学大臣賞が1点ありました。また、優良賞が前年度2点のところ4点、奨励賞も遜色ないということで、質の高い作品が集まったと思います。子どもたちが非常に調べ学習に興味を持って参加してくれまして、審査委員からは、自由研究の時間が確保できない中で、子どもたちの頑張りにエールを送りたいというような講評も寄せられたところでございます。

続いて36ページをご覧ください。③絵本で触れ合う子育て支援事業についてです。この事業の内容は、(ア)(イ)にありますように、0歳児、3歳児向けの乳幼児健診、これは保健センターで行うものですが、その際に絵本を配布し、また、ボランティアが対面でお話会を

行うということで、ご家庭での読み聞かせの普及を図り、幼い頃から読書習慣を養っていただくことを目標とした事業です。

実績につきましては、(ア) のとおり絵本の配布は通年で行えましたが、読み聞かせについては、(イ) にありますように、乳幼児健診の実施方法が変わった影響を受けました。コロナで乳幼児健診の時間短縮ということがございまして、従来、健診会場で行っていた読み聞かせができなくなりました。これに加え、各保健センターはコロナのワクチン接種なども行っており、再開が難しい状況です。代替策として、読み聞かせや家庭読書の大切さを訴えるポスターを各センターに掲示して周知を図っています。

続いて④新型コロナウイルス感染症対策下における子ども読書活動の展望です。こちらは令和 2 年度のコロナ禍での子ども読書活動の状況および実績的なものでございまして、令和 3 年度、これからの目標となるものを加えています。

在宅勤務が普及したせいか、平日に多くの親子、特にお父さん連れの方が多くなりました。今までお母さんと子どもが来る例が多かったんですが、リモートで在宅ということで、お父さん連れの方が多くなったというようなことが、現在もございます。

また、乳幼児や小学生向けのイベントその他については、人数制限を行っている影響もありまして、満員になることが増えました。特に子ども読書リーダーについては、子どもたちが読書活動の主体となって、お互いに好きな本を広め合ったりする催しですけど、ポップを今年度展示したところ、お子さんが、この本はこんなところが面白い、ぜひこういうところを読んでほしいというのを、きれいにまとめてくれて、多くの貸し出しがありました。

読み聞かせ講習会やサポーター講習会については、読み聞かせの支え手となる方の人材育成を図っています。従来は読み聞かせ団体や学校の読み聞かせボランティアの参加が多かったのですが、令和 2 年度につきましては、初めて参加する、今後読み聞かせをしてみたいという方など、新たな参加者層がありました。今後はそういった方も視野に入れていきたいと思っております。以上、令和 2 年度の状況でございます。

今後の目標についてですが、中・高生向けイベントがあります。今まで広報としては館内のチラシ配布等を行っていましたが、今回は区の Twitter での周知も試してみたところです。ただ、中・高生で区役所の Twitter を登録してる方はなかなか少ないということで、今後は学校の先生がたや図書クラブと事前によく企画、構想を練りまして、初めて参加したいという方が増えるよう、検討していきたいと思っております。

二つ目としましては、新しい日常の影響によりまして家庭で過ごす時間が長くなりました。これを好機といいますか、この機会を生かして、さまざまな本との出会いの場を整え、成長段階に応じた読書支援を行い、子どもの読書習慣の醸成を図っていききたいと考えております。

資料には新しい日常に対応したお話会の例として、写真を付けました。今までこども図書館では人数制限を行わず、毎日、その日に来た子どもたちに対しお話会を行っていたのですが、今後は週 3 回に限定することとなります。その場で誰でも参加ではなく、当日事前申し

込みをしていただいて、定員を超えた場合は抽選制です。また、席の配置や換気などにつきましても、感染症対策を十分に図って行っていきたいと考えています。この4点が、昨年度の子ども読書活動全般の状況でございます。

では、37 ページをご覧ください。各図書館で実際どのような取り組みを行ったかということが掲載されています。

発達段階に応じた取り組みとして、乳幼児向けは黄色。それから、小学生は青、中・高校生は灰色に色分けをしています。他に障害のある子どもや外国語を母語とする子どもへの支援については緑色としていますので、各館の色を見て比較していただければと思います。

三つほどご紹介したい事業がございまして、まず、中央・こども図書館については、中・高校生向けのイベントを初めて行いました。ホームページの作り方講座ですが、ホームページを実際にパソコンで作成するのではなく、どのように物事を組み立てて広報したらいいかというような考え方を、中高生等に考えていただくような取り組みをしました。

鶴巻図書館では中・高校生を対象として、本の帯デザインを募集しました。ポップの作成を行うところは多いのですが、今回は帯のデザインコンテストを行いました。

中町図書館の中・高校生の欄をご覧ください。近隣の中学生、また学校図書館とも連携して、中学生のお薦め本というものを毎年冊子として作っていただいています。中学生も作成を楽しみにして、自分たちの読みたい本を冊子にまとめておりまして、これが年1回、今年は第6年目ということで、今後の中・高生向けイベントの一つの方向になるのかなと思っているとございます。

最後に、四谷図書館の欄をご覧ください。その他というところに、読書通帳の配布が通年とありますけれども、家庭読書の醸成ということで、家庭での読書習慣の醸成というのは大きな第5次計画の柱になってるんですけれども、その一つとして、四谷図書館では読書通帳の配布をしているというような取り組みがございます。

いずれの事業も時期を年度後半に移したり、内容を変えたりして、各館それぞれ工夫を凝らし、令和2年度の子ども読書活動を推進しました。長くなりまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、今日の議論に移りたいと思いますけれども、まず、この資料の運営協議会の意見というところを皆さんにご確認いただいて、これを質疑応答、あるいはさらなるご意見をいただきたいと思いますけれども、どなたか、どなたでも結構ですので、ご発言いただけますでしょうか。こちらからは全体が見えにくいので、もし挙手の方があれば事務局から指名いただければと思います。

委員 これ、どうやって意見を言えればいいのでしょうか。ミュートにしろと最初に言われるから、途中で発言できないわけですね。今も申し訳ないけど、丁寧に説明してくださるのはいいんですけども、長過ぎると思いますね。40分も事務局側が説明して、会議の2時

間の 4 分の 1 以上議論できないわけですね。途中でそれを申し上げようにも途中で意見を挟めないわけで、少なくともこれは前半と後半を分けるかして、もう少し説明の時間を細かくして、途中でわれわれが議論ができるようにしていただいたほうが、活性化すると思いますね。

本当は前半の図書館サービスのこともいろいろ申し上げたいんですが、私(3)の電子図書館サービスの導入の所に、種々雑多なものが全部入れられてしまっていると思いますね。このうち電子図書館と言えるのは、一番上の段落のことだけだと思います。2 番目は障害者のための資料のデジタル化の話であって、これを電子図書館というふうに呼んで、通常のサービスと区別することには、私は違和感があります。なぜなら、これは障害を持ったかたがたに対してバリアフリーでサービスするためのものであって、電子図書館といったものとは別だと思うからです。たまたまこれはデジタル化の技術を使うんですね。

それから、もっと違和感があるのは 3 番目の著作権法改正です。これは、通常の複写サービスを図書館でやるのに対して、それを自宅にしながら複写サービスが受けられるというものであって、これは電子図書館とは全く別のものです。それがここに入っているのは、本当におかしいと思います。

特に、令和 4 年 1 月以降に開始というのは、何を根拠におっしゃってるんですかね。併せていただいた資料の 1 の①、これの対象は国会図書館です。それから 2 番は放送番組として、これは放送局の話です。新宿の図書館にとって関係あるのは、今回の改正の 1 の②なんですよね。これは公布日から 2 年を超えない範囲で政令で定める日となっていて、しかもこれは補償金を払わなくちゃいけない制度ですよ。まだ補償金制度は議論が始まってもいないし、どういう形で決着するかも見えないので、令和 4 年 1 月以降に開始される予定というのは、何を根拠にお書きになったのかを確認したい。

これは、端的に言うと、通常、図書館にいて、利用者の方がコピーサービスを受けるわけですね。そのコピーサービスが、自宅にしながら、あるいは職場に対しても、メール添付で送信ができるようになる。ただし、その場合にお金をどうやって支払うかが問題なんです。特に著作権者、つまり出版社とか書き手のかたがたには、ちゃんと補償金を払えと。補償金制度を今回の著作権法は認めたわけなので、その補償金をどうするか、これからルール作りが始まるわけなので、とうてい来年の 1 月には間に合わないというふうに思っています。

いずれにしても、電子図書館と一口にくくるには、ちょっと異質なものを含んでいるのではないかというのが、大変気になります。以上です。

会長 ありがとうございます。今のご意見については私も同じ考え方ですけども、電子図書館サービスというところの議論は、確かにこの会で行われましたので、そこはいいと思います。また、バリアフリーについては、その議論の中で、例えば電子書籍をこういうバリアフリー環境として利用できないかという意見はあったと思います。電子図書には読み上げ機

能というものもありますので、それは可能かもしれないですけど、項目として一緒にすることには違和感があるのは確かだと思います。

3 段落目の著作権法の部分は、まだ改正が行われたばかりで、何も決まっていないうし、実際に国会図書館が来年の 4 月 1 日を目途に運用するようになると思うのですけども、一般の公共図書館は全くまだ分からないと。特に出版界でどのような反応が出るかということがあるのですが、出版関連について、ここはどんな展望なのか教えていただけますでしょうか。

委員 改正著作権法に関しては、具体的にどのような運用になるかというところは、まだまだ課題が多くて、具体的な見通しというのが難しいところです。もちろん、出版界としても本が売れなくなるから何でも反対するとかそういう姿勢ではなくて、既に入手が不可能なものと、そうじゃないものとで分けて考える必要があるんですけども、特にこちらの区立図書館で中心に考えることは、今まで図書館に足を運んで紙のコピーを取っていたものが、利用者が自宅にいなうら、あるいは職場にいなうら、メール等で内容を添付でもらえるようになる。それは、一定の範囲では非常にいいサービスではあるけども、著作者、あるいは出版社への配慮もお願いしますということでこの補償金制度というものを付けていただいて、ただ、この補償金制度がまだ全然、形が見えていませうので、現時点で議論が止まっているというか、これからというのが現状だというふうに認識しております。

会長 ありがとうございます。今、著作権法改正の所の議論なんですけども、これが今後、補償金の問題とか、さまざままだクリアしないういけないう問題たくさんあるんですけども、それについて何か動向を、情報をいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員 もう一度、質問がちょっと今、聞こえづらいうです。

会長 では後でまたお願いします。

委員 よろしいですか。先ほど言われましたけど、まずは国会図書館が現在無許諾で行っている絶版等のものですね。これらは、比較的、補償金の支払いの問題が免除されるというか、もともと絶版で入手ができないものなので、既に国会図書館が全国の図書館向けに送信サービスを数年前から始めていたわけですよ。同じような絶版等の資料については、今後、公立図書館から利用者の元に送ることについては了解が得やすいと思います。問題は、現在でも市場で入手可能なものですよ。それらはなかなか補償金抜きでサービスすることは難しいように思います。

だから、まずは絶版等で市場では出回ってない、そういうものについて、利用者の元に送るということを考えるべきだと思います。ただ、利用者のほうの受信態勢も整ってないと

これはできないわけなので、ルール作りというのにどうしても時間がかかるし、新宿区の図書館だけが先行してやれるんだったら、私はぜひやっていただければいいと思うけども、周辺の状況なり、協議の進み具合によって、徐々に始められていくだろうと思いますので、数年はかかってしまうと思います。

電子図書館サービスについては、全国の図書館に今、電子図書館サービスを入れたほうがコロナの時代にいいですよということで、盛んに売り込みがあるんだろうと思いますが、そのことと、電子複写サービスについてはちょっと次元が違うっていうのかな。分けて考えていくべきだろうと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。では、他の委員、いかがでしょうか。他の点でも結構です。例えば、今、子ども読書活動のことは先ほど詳しく説明していただいたんですけども、例えば地域住民の交流拠点とか、これについてもちょっと進んでるようなので、教えていただければと。

事務局 地域住民の交流拠点については、今、校庭にパパイアの木を植えたクローバーエリアと、菜園のエリアが誕生しています。本来は5月16日に苗植え体験を子どもたちと一緒にする予定だったんですけども、コロナで中止になってしまったんですね。リトライということで、7月18日の日曜日に、子ども向けにお話会などをクローバーエリアで体験してもらったり、菜園の案内ツアーなどのイベントを考えているところです。菜園も、ナスとかキュウリとかトウモロコシ、エダマメなどなど、10種類ぐらい植えて、ちょっと楽しい雰囲気になっています。

会長 ありがとうございます。前回、前々回はまだボランティアが集まってということだったかと思いますが、随分、その後に活動が進んでるようでありますので、この運営協議会の委員の方も見学していただければと思います。

それでは他についていかがでしょうか。例えば広報の話題などもありますけれども、気が付いた点ありましたら。電子図書館の点でも結構でございますけども。

委員 報告の部分については全体にきれいにまとめていただいていて、図書館のそもそもの存在意義についていくつか触れていて、区民にやさしい知の拠点ということや地域住民の交流の拠点ということなど、これらは、そもそも図書館はなぜ必要なんだろうということの大事な要素だと思うんですけども、もう一つあるとしたら、学びや発見の機会ですよ。まさにそういう場を提供するという大事な機能が図書館にはあると思うんですけども、大きな柱の一つとして加えてもいいのかなと思いました。

また、先ほど、バリアフリーの関連で、電子書籍の部分にはなじまないんじゃないかというご意見があったと思うんですけども、例えば、もし学び、発見の機会を提供するという図

書館のそういう柱をもう一つここに追加してもらおうとすると、バリアフリー、要は幼児から大人まで、あるいはいろんな障害を持つ方も含めて、図書館というのはまさに場として存在して、そこで学びとか発見とかの場を提供する。その一つとして、いろんな障害がある方へのサービス提供という書き方もできるのかなと。ここには書かれてない柱の一つとして、学び、発見の機会を提供するというのがあっていいのではと思いました。

コロナの状況の後ですが、これは電子書籍ではなく紙の本の話ですけれども、引き続き蔵書の充実だとか、全体にサービス計画も企画とかイベントを中心とした記述になってると思うんですけども、それに加えて、そもそももっと閲覧席があったほうがいいんじゃないかというような議論も当初あったと思います。集客の工夫に加えて、いろんな世代の人、いろんな状況に置かれてる人が、図書館に来ていただけるような工夫を引き続き行っていたければと思います。以上です。ありがとうございました。

会長 貴重な意見ありがとうございました。今の学びの場を提供する機会をもっと増やすということでありますけど、これは図書館側ではいかがでしょうか。今、この項目にはない部分ですけども、新しく項目を増やしたらどうかということで、視覚障害者、あるいは読書バリアフリーの問題をここで入れたらどうかということになるんですけども、ご意見お願いします。

中央図書館長 中央図書館長でございます。貴重なご提言をいただきました。学び発見の場、あるいは機会の提供というのは、図書館の重要な機能だと思っております。これは必ずしも子どもだけではなくて、大人であっても同じものだと思います。ここの柱として立てられるかどうかについては、事務局と整理をしたいと思います。例えば環境の変化ということで申し上げますと、小学生、中学生にはタブレットが全員に貸与されたというような新しい動きもありますし、そういったものについては、例えば子ども読書活動、そういったものにも影響を与えてきます。

具体例で申し上げますと、先ほど子ども図書館長から説明がありました、調べる学習コンクールなどでも、調べという部分で活用は可能なかなと思っております。ただ、ちょっと懸念しているのが、安易にインターネットの情報に頼ってしまって、それを成果としてまとめるということではなくて、図書館としては、1次資料として図書館に来館いただいて、きちんと学ぶ、調べる、それで発見をしてもらうということが必要だと思っておりますので、先ほどの学び発見の機会という部分について、整理が可能かどうか、あらためて検討をさせていただければと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。委員から手が挙がってます。どうぞ。

委員 いいですか。ここの議論をするときに、ちょっと大事な点について確認です。この 29

ページの所は、図書館運営協議会の意見等となっていて、わざわざサブタイトルで、新型コロナウイルス感染症対策下における区立図書館のあり方について、ということなんでしょう。新型コロナウイルス感染症対策下における区立図書館のあり方で、(1)から(5)までが出てきているんですよね。

今言われた学びの場とか発見の場というのは、新型コロナウイルス感染症対策下に関係なくて、既に新宿区立図書館基本方針の中で区民にやさしい知の拠点というのは2016年に言われてたことなんでしょうね。それを言うのであれば、いっぱい個別に出てきますよ。これ。入り切らないくらいに。でも、それはもう基本方針に書かれてるんだから、今回は新型コロナウイルス感染症対策下で、わざわざこの(1)から(5)を抜き出したんだというふうに私は理解してました。だから、あえて学びの場だとか発見の場ということをする必要があるのかどうか。

最初に言ったように、これは新型コロナウイルス感染対策下なんだから、逆に今のバリアフリー、障害者に対する配慮はコロナ感染があろうがなかろうが、これはやらなくちゃいけない。それから、著作権法改正で、利用者の自宅に直接メール送信するというのも、これもコロナ感染だからできるのではなくて、これは、アフターコロナだって当然やるわけですよ。だから、コロナ感染下での区立図書館のあり方と、そうではない一般的な図書館のあり方が、議論の中で混在してしまっているのが大変気になります。だから、私はあえて、もっといろんなことがありますよということは言わなかった。バリアフリーはとにかくコロナ感染とは関係なしに、これは進めていくべきですよ。障害者に対する対応というのは。

むしろ一番気になるのは、おわりにの所で、新中央図書館建設のことがやっと出てくるんですよね。でも、これはコロナ感染症対策下だから、新中央図書館のことは、別にこれはコロナ感染と関係ないから、おわりにに持っていったんだから、これは一応、納得したわけです。そうではなくて、もっと言うておくべきこととして、柱を立てるという議論になるのであれば、私は新中央図書館のことは新しい柱に立てるぐらい、かなり大きな話だとは思ってますよ。

でも、今取り上げてる議論の場は、あくまでサブタイトルにあるように、新型コロナウイルス感染症対策下の図書館のあり方なんで、こういう区分でいいのかなと。けども、バリアフリーや著作権法改正の所は、直接コロナ感染とは関係ないので違和感があるというふうに申し上げたまでです。以上です。ちょっと全体の枠組みについて確認していただいたほうがよろしいかと思います。

会長 ありがとうございます。今回、この新型コロナウイルス下の問題なんですけど、その中での意見がいろいろ出まして、学習の場の問題も確かに意見は出ておりました。ですから、それをどう取り入れるかということへの対応を考えたいなと思ったわけでありまして。

コロナウイルス下であっても、こういうふうなサービスは行うんだというような、そういう立場からのご意見だったと思いますので、それをご理解いただけますでしょうか。

では、他にいかがでしょうか。議論として、私としては、先ほどの著作権法改正の問題については、例えば新中央図書館の次ぐらしい最後の部分にしておくとか。電子図書館サービスの中に入れるのは違和感があるなというふうに、私も思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員 私はそれで結構です。

会長 他の委員の方はいかがでしょうか。今、図書館側としては、今後の予算申請、令和5年度辺りの予算申請に備えて入れておきたいという意向だということを伺ってますけども、もしどうしても入れるということであれば、おわりにの一番最後に追加するということではないかと思います。全く入れないと、電子複写サービスについて次に議論をするときに、どこから突然出てきたみたいな話になってしまうかもしれませんので。予算の問題もあるということなので、今後のこととして残しておくのも一つだと思いますから、一番最後にということではいかがでしょうか。図書館ではいかがでしょうか。

中央図書館長 著作権法の改正の部分につきましては、図書館にとりましても非常に大きな課題となってくる可能性がありますので、どこかでは触れておきたいという思いがありました。電子図書館サービスに置くということに違和感があるということで、おわりにということであっても、そういうまとめ方で再整理をさせていただくことは可能かと思っておりますので、そういったことで、少し事務局と検討していきたいと思っております。

それから、学び発見の場の部分でご指摘をいただいておりますが、この部分につきまして、前回の議論の中で、例えば、図書館が休館している間も docodemo 図書室という電子コンテンツサービスを提供したり、そういったものもご紹介させていただいておりますので、必ずしも関係ないということではなくて、この感染下での図書館サービスのあり方という一連の中でご説明できる部分かと思っております。以上でございます。

会長 では、今、議論の方向として、このようにまとまったと思っておりますので、他にまだご意見ある方ありましたら。

委員 私は委員になって活動したのが今年初めてなので、ずっと先生がたのお話を拝聴しておりました。この1年間コロナということで、一番中心に話し合われたところが(3)の電子図書館サービスの導入についてだと記憶しております。先ほどもご指摘があったようですが、電子サービス、千代田区とか港区がやっているとということで、私は第1区で新宿遅いんだねとは思ったんですけれども、いろいろお話伺ってる中で、電子サービスの難しさ、予算的にも現実的にはなかなか難しいというお話を伺いました。

(3)の中で、先ほどご指摘があったんですけれども、ハンディキャップのある方たちへのデ

デジタルサービス、お年寄りなど図書館まで足を運ばれない方の問題と、普通の電子サービスの話。この二つは別の話だということを、この1年間で随分たくさんお話を伺ったと思います。でも、結果的にまとめが(3)の中でこのように一緒にいると、非常に混乱をしてしまうので、できればこれはきちんと分けていただきたい。電子という言葉で惑わされてしまうんですけども、これは同じ区分ではなく、サービスとして分けていただいたほうがいいなと実感しております。

どんどん委員も変わりますので、このように書かれると、電子図書サービスということでもた一から話を持っていかねばならなくなります。ですからこの二つは、どうにか種類が違うということをまとめていただきたいなと思いました。

それと、タイミングなので、ついでにお話をさせていただきたいんですけども、私はこの戸山中学校が母校でして、ずっと新宿で育っております。私の子どもも今、高校と大学になりましたが、2人ともずっと新宿で生まれ育っております。私が中学のときは、今はなくなりましたが、新宿区立中央図書館というちゃんとした立派な施設がございまして、閲覧室を使って勉強しておりました。私の娘たちは、一度もそういうきちんとした閲覧室を使ったことがなく、ここのしょぼいところしか使ったことがございません。

図書館協議会の委員をお引き受けしたとき、前任の方から新図書館建設の話を中心にやるんだと聞いておりました。でも一度も話が出ませんので、どうしたことかと思いつつも、1年目ですのずっと耳を傾けていました。前回初めて新図書館について触れていただいて、本当そのとおりで、区民として残念でなりません。細かいことを申し上げるようですが、終わりにおまけのように書くのではなく、協議委員として、新宿区民として、新中央図書館のことは常に一番最初に持ってきてたい。

今回はコロナ禍における区立図書館のあり方となってしまうので、入り込む余地がない。でも、どうにか入れたいです。区民は、図書館協議会は何をしているところなのかといえば、新図書館建設の検討をしていると思いますよ。一言も出ないというのはどういうことかと。冗談じゃない。このまま私の子どもたちは、この今の中央図書館しか知らないで、新宿を出ていくことになるんだろうなと思うと、悔しくてしょうがないです。

せめておわりにの前に、コロナ禍の先の図書館とか、ちゃんと一つ項目を出して、新図書館建設に向けた前向きな話し合いということ、きちんと入れていただきたいと思います。

初めて委員になり、図書館という場所にまつわるいろんな話を伺えて、とても良かったです。毎回楽しみに伺っておりました。資料については、会議のかなり前に自宅のほうに届けていただいております。目も通しておりますので、説明のときに全部を読み上げていただかなくても結構ですので、どうぞ議論のほうを優先させていただけるような協議会になっていただきたいなと。恐らく、区民全員が一体いつ、新中央図書館の工事は始まるんだと思っています。ありがとうございました。長くなってすみません。

会長 ありがとうございます。大変、強いご意見で、新中央図書館については、この運営協

議会の意義として、みんなこれを持っているんですけども、新宿区のほうはなかなか進めないという、そういうことでずっとこれまで、本当に10年ぐらいこの問題は常に出てきてたわけでありまして、本当に強いご意見、大変ありがとうございます。

今、この新中央図書館の問題を、もうちょっと項目を立てたほうがよいというご意見がありました。他の委員の方も賛同していただけると思いますが、図書館側は、これについてはどういうふうに対応できるものなのでしょうか。その辺を、中央図書館長から、これについてコメントいただけますでしょうか。

中央図書館長 新中央図書館に対する期待、熱い思いというのを、本日も聞かせていただきましたし、3月の協議会の場合でも期待の声をいただいております。図書館としても、当然ながら造る以上はいい図書館にしていきたいという思いは同じでございます。一方で、区全体として見たときに、現状ではオリンピック、パラリンピックのその後の経済状況を見据えるという部分が、なかなか見通しがつかなくなっていること、あるいは、その他の行政需要。これは、図書館に比べて高いとかそういう議論ではないんですけども、即座に対応しなければいけないというような、建て替え事業も生じているという中で、なかなか次のステップに踏み込めていけないという状態になっております。

まとめとしましては、今期の図書館運営協議会につきましては、新中央図書館を議論いただくという形ではございませんでしたが、今回、巻末にまとめというところで入れさせていただいております。前回の議事録につきましても、当然ながら図書館側から総合政策部の新中央図書館を含めた政策判断の部署には情報提供、議事録を含めまして提供していただいて、区民の委員、あるいは協議会の委員からこういう強い声が出てますよっていうのは、お示しをして、できるだけ早期に踏み込めるようにしていくのがわれわれの役目ではないでしょうかという話は、させていただいているところでございます。

残念ながら、現時点ではというところなんですけども、本日もお声をいただいております。そのことについては、あらためてまた総合政策部とも情報提供しながら、今後の進め方について協議をしていくということになろうかと思います。

会長 ありがとうございます。運営協議会の意見というところでの、項目立てではいかがでしょうか。区に対応というよりかですけど。

委員 すみません。もう10年なんです。もう10年なんです。予算がないというのは常套手段で、分かってます。今、コロナ禍でお金がないのも分かっています。小・中学校の施設が老朽化しているのも分かっています。住人ですからね。区民ですから。

ですけど、だからといって10年も据え置きで図書館の話を終わりに持ってきて、図書館長さんは、図書館造られたくないんですか。造るっていうのはちゃんと項目に立てないといけないんですよ。でないと、ああ、遠慮してるなとか、次でいいんだなって思われちゃう

んですよね。でも、図書館って、全員が使うんですよ。区民全員が。知の拠点であり、コロナ禍ですと我慢してた子どもたちが次の段階に行くときに、とても重要な場所になるんです。大人も子どもも。

だから、予算のことを考えるのも結構ですけど、そんなことをおもんばかりではなくて、予算の配分は勝ち取っていくものですから、おわりにの中のごちゃごちゃではなくて、もう散々我慢してきたんだぞということで、私は一区民ですので申し上げられるんですけども、きちんと協議会としてもコロナの先の図書館、もしくはもっと様々な項目があると思いますけれども、おわりにのついでではない状態で書いていただきたい。議事録というのは非常に大事だと思っています。こんな意見もありましたよではなくて、こういう意見がありますと、しっかりとした提言として表現をしていただきたいと思っています。

委員 今、ご発言があった、新中央図書館のことをもっと明記すべきだというご意見、大変勇気づけられました。私も当然そう思っていましたけれども、この図書館運営協議会の意見が、先ほど指摘したように、新型コロナウイルス感染症対策下だっていう限定があったものだから、私はこのおわりにでもいいんじゃないかというふうに、むしろトーンダウンしたんです。

でも、今の発言を聞いて、私は、例えば電子図書館にしても、それから、子ども読書活動の推進。ここでも先ほど GIGA スクール構想を文科省が打ち出して、タブレット端末を生徒 1 人に 1 台ずつ持たせるとか、それから広報の工夫にしても、これは新しいテクノロジー、技術を生かして、こういうものの受け皿になるような、新しい施設が必要なんです。それが今の中央図書館や既存の地域図書館では十分に実現できない。

この新型コロナウイルス感染症対策下における図書館のあり方が、(1) から (5) までありますが、さらには、最近の著作権法改正の動向も踏まえて、これらの受け皿になるような新しい新中央図書館を早急に建設するべきだというふうなことを、私はおわりにの前、新たに 3 番を起こして、前の 2 つで言ったことを受け皿として実現させるためには、新中央図書館の一日も早い開館が必要だというようなことをうたったらどうでしょうか。そしておわりには 4 番になるという構成も考えられるということを提案したいと思います。

最初のほうに新中央図書館のことを持ってくるのは、この意見の趣旨からすると違うのかもしれないので、2 番で言った提案を実現させるためには、新中央図書館の建設が必要だというような展開も考えられるのではないかと思います。一応、意見として申し上げます。

会長 貴重な意見ありがとうございました。私も、このおわりにの前に、もう一つ項目をちゃんと立て、今のコロナのときのいろんな問題を解決するための策として一つ入れるということに賛同し、提案したいと思います。図書館側で工夫をしていただけますでしょうか。実際にどのような文章になるか、皆さまがたにお示しできるか分かりませんが、そういうふうにしていただければ、この協議会の意見の集約ということになると思いますので、

よろしくお願いいたします。

事務局 この点については、こちらのほうでも工夫させていただきます。

委員 前回コロナの関係で欠席させていただきましたけども、この協議会は、さまざまな意見のある委員のかたがた、そして先生がたのさまざまな知見の中で進められてることを、新宿区の会として、位置付けがすばらしいなと私は思っています。

私は(4)の子ども読書活動の推進ということも絡めて、意見を述べたいと思いますけれども、まず、今 GIGA スクール構想ということで、本校にも4月の終わりに全児童にタブレット端末が配布されました。1年生も、最初はログイン、ログアウトから始まりまして、今、どこまで進んでるかという点、『まなびポケット』というアプリのスクリーンメニューというところから、必要な情報を手に入れることができるようになりました。

昨日見学した授業では、1年生の国語の教科書に載っていることで、担任が用意したテーマから、例えば鳥のくちばし、いろいろなくちばしがあるんだけど、アプリから拡大したり縮小したりしながら特徴を見つけて、それを発表し合うというようなことをしていました。

同時に、タブレット端末だけではなくて、実際の本も必要だということで、新宿区は学校図書館支援員さんというのを付けていただいていますので、くちばしに関する書籍を選書していただいて、ラックの中に本を入れて、教室に持ってきていただいております。子どもたちは、ただタブレットを見て学ぶだけではなくて、そのラックの中の本をしっかりと読んで、また比べたりして学習していく。タブレット端末は一つの文房具として活用していく、これが新宿区の方向性なんですけども、これからは本とタブレット端末の両方で学習していくのが現状です。

1年生は、さすが新宿区の1年生だなと思うんですけど、優しく教え合ったり、こんなふうにするんだよと嫌みなく子どもたちが学び合っている姿勢もありますし、これからはもっと多くの可能性が、この GIGA スクールの端末には秘められてるのかなと思っているところです。

それで、ぜひこの推進の項目の中で入れてもらいたいのは、乳幼児のことを書いていただいていますけれども、ぜひコロナ禍だからこそ、子どもたちに向けて今、区立図書館で事業をまたさまざまなことに注意していただきながら、展開していただき始めてるんじゃないかなと思います。ぜひ閉めないでいただいて、子どもたちが区立図書館、学校図書館に魅力を感じるかどうかは、まずその図書館のさまざまな魅力ある事業、これ、広報活動もですね。ぜひ子どもたちが興味関心をそそるような、広報についてはぜひ、ご尽力いただきたいと思いますけども、子どもたちが行ってみたい、区立図書館でこんなことやってるんだ。そこで本と出会う、その喜びを感じるところであってほしい。

今までは学校図書館も居場所となり得ていなかった現状がありました。でも、今、外遊び

がなかなかできなくなりまして、学校図書館も行きたいときにすぐに行けるわけではない。密を作らないために学級限定して、ローテーションで学校図書館使わざるを得ない。そんな工夫をしております。ですが、子どもたちがそこで、支援員さんから本についての紹介をしてもらったり、図書館に関わることでまた本の魅力を知るといふ。外で遊べなくなった分、図書館で本と出合う割合というのは、私は増えているんじゃないかなと思っています。

ですので、電子的なサービスもさまざまに出てくると思いますけども、学校図書館の魅力、それから区立図書館の魅力をぜひ、コロナ禍だからといって事業を丸ごと中止ということではなくて、できるような環境をつくっていただいて、おおいに発信していただく。小中高校生、発達段階に応じて、さまざまな取り組みをしていただきたいというのが、お願いになります。以上です。

会長 ありがとうございます。主に子ども読書推進計画の関係でのご発言でしたけど、あまり小学生の話が出てこないのもう少し何とか充実していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、時間も押しておりますので、今、運営協議会の意見についてはこれで皆さまがたの意見を集約できると思いますのでこれで終了させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうしてもまだ一つっていうことがあれば、何か。

委員 先ほどはありがとうございました。流れるようになってしまったので心配で、最初に言っていた電子図書サービスの導入という所のまとめがちょっとごちゃごちゃしているので、一番下の法令改正については終わりに持ってきたと。私が気にしていた前半の図書館サービスの件ということと、後半の資料のデジタル化ですね。これを分けていただきたいと思っているんですが、その際、私の知識の浅いのですが、(3)電子図書館サービスの導入というのが一つ立つとしたら、(4)で資料のデジタル化というのは、これは分けて立てることができるのでしょうか。子ども読書活動の推進は(5)になると。常に、ここ1年間で電子図書サービスの話題でこの二つが混在して討論されてるのがとてもわかりにくく、また来年、再来年も同じことになるとう時間の無駄ですので、できればこれは二つに分けたら、いかなんでしょうかね。そういうのはおかしいんですかね。

会長 今のご意見ですけど、デジタル化したものをどのように提供するかという部分になると、電子図書館で入れることもできるんですね。ですから、電子図書館をどう運用するかという問題も関わってきますので、これを分けて書いたほうが合理的なのか、それともどういう提供するかを考えたときには、一括して全部が電子図書館サービスという中で運用するかで難しいと思います。サービスとしては両方できるはずですよ。実施しているところもありますので。

委員 会長が言われるように両方分けることもできますが、上の部分の電子図書館は正確に言えば電子書籍の導入ですよ。

会長 いや、電子図書館サービスの導入でいいと思います。書籍だけでなく雑誌もありますし。それから、例えば新宿区の広報だって入れられますので、もっといろんなことができるはずです。

委員 分かりました。電子図書館のサービスと、その次の障害を理由とするは、少なくとも利用対象は、一部重なりますけども、基本的には違う利用者層を対象にしてるんだということですね。電子図書館サービスは広く区民全体ですよ。けども、このバリアフリーのほうは、比較的にですよ。ハンディキャップを負った方を対象にしてるという意味では違う。けども、大きなくくりで言えば、いずれもデジタル化資料のサービスなんですよ。

そこは、先ほど発言があった方のように、分けて考えることもできるし、基本的には私も費用やシステムの構築の仕方が違ってくるので分けて考えるべきだと思いますが、大きなくくりで一緒にすることもできるということで、それは会長や事務局の判断にお任せしますが、私も分けたほうがいいとは思ってます。

会長 ありがとうございます。十分検討したいと思います。

委員 会議の参加が遅れてしまいましたので、前がよく分からないんですけども。この資料の運営委員会の意見等をかなり熟読しましたけれども、書いている立場、視点が、委員の視点、図書館の視点、第三者の視点もあって、分かりにくい文章なんですよ。その辺はもうちょっと、ちゃんとまとめたほうがいいなというのを、まず感じました。

それ以外で言いますと、出版社としてたくさん画家とか作家を使ったイベントを仕掛けています。東京都内でもたくさんイベント仕掛けてまして、もちろん、こういう状況ですからほとんどが中止になりましたけれども、ちょっと新宿は委縮してるな、考え方が。図書館も含めて。

というのは、2回目の非常事態宣言があったときでも、ちゃんとイベントもやった区もあるんです。そのやり方というのは、非常に僕も参考になりましたけども、ケーブルテレビとの融合、タッグを組んで、行ったイベントをケーブルテレビに放映してもらうというようなことで周知もしてます。ですので、もっと新宿もケーブルテレビの使い方、こういうイベントなんかも含めて、それから、情報を広報するということも含めて踏み込んだほうがいいんじゃないのかなと思いました。

例えば原画展。こういうものも、密になることは絶対ありませんし、むしろ逆にそれを見て、絵本をたくさん借りた人もいます。そういう意見も出ておりますので、もう少し、新宿の場合もイベントについて知恵を出してほしいというのが正直なところですね。あらゆる

ところに前向きな視点が欲しい。前向きに物事捉えないのは、残念だったなというのが正直な感想です。すみません。

会長 ありがとうございます。まだまだご意見がありそうですが、時間がぎりぎりになってしまってますので、私のほうで図書館と調整させていただきますので、ここで次の所に移らせていただきます。

この令和3年度から5年度のサービス計画というところを先に説明していただきましたけれども、時間があまりないんですけれども、ここについてのご意見を伺いたいと思います。何ページのどこというふうに示していただくか、例えば(1)の中で、1)は夏目漱石関連事業ですけども、そこで何かご意見、ご質問あればというところで進めさせていただいたほうが分かりやすいのではという気しますので、まず皆さまが資料を見ていただいて、何か(1)の中で気になることがあったら

5ページから10ページまでですね。これが(1)になります。この中で何かありましたら。特になければどんどん進んでいきますので。よろしいでしょうか。また最後にもご意見は伺いますので。

次、(2)ですね。(2)は東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業。これが11ページから14ページまでです。これも本当に短期的なもので、開催されるのかどうかもまだ議論ありますけども、こういう予定であるということを、取りあえずですね。よろしいでしょうか。その次ですね。(3)です。区の各部署との関連事業というところですが、ご意見があるようなのでどうぞ。

委員 全体を通じても言えることなんですが、この達成度という欄の意味がよく分かりません。拝見する限り、これは達成度というよりは、この事業を実施したかどうかしか書かれてないと思うんですよね。達成というからには、何らかの目標があって、その目標がどの程度達成できたかで、全て達成できたか、一部しか達成できなかったとかってというような表現になるのではないかと思います。

具体的にはこの15ページの上から2番目。四谷図書館の認知症サポーター養成講座。なかなか面白い試みだとは私は思いますが、これが達成したになってるのですが、ではこれは当初何人ぐらいを想定して企画していたか。例えば20人を想定していたとして、本当に20人以上、会場にあふれんばかりに人が集まったら、これは十分達成したと言えますと思いますが、やってみたら2人か3人しか集まらなかったというのであれば、事業そのものは実施したとしても、当初の目標は十分達成できてない。というように評価しないと。ほとんどの事業について達成したになってますが、よく見ると、事業を実施しただけではないのかという気が私はいたします。

これだけの表を作って、それぞれ利用者の声も反映させるという事務作業は大変なものだと思うので、それは本当に、その事務作業を評価したいのですが、一方で内容的には達成

度、それから先ほども最初にあった現状維持や重点事業。右のほうの欄の書き方とか意味合いが少しはつきりしないので、お尋ねしたいと思います。特に達成度というのは、何らかの目標が掲げられていたのではないのでしょうか。

会長 これについては、事務局のほうはどうでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりなんですけれども、今回のところは実施したというような捉え方でしかないかなと思います。指標とか目標というのが十分立てられていないのは、前から認識しておりました。ですので、この達成度と方向性と現状維持、重点事業のところは、もう少し整理させていただきたいと思っております。

委員 今後の課題だと思いますね。私は、何らかの目標があつてこそ、こういう事業はやる意味があるんであつて、このままだと事業をやりさえすればいいように見えてしまう。そうじゃなくて、ちゃんと目標が達成できたかどうか。

この後の調べ学習の支援の項目に出てくるんですが、達成してないと正直に書いてあるところは、すごく新鮮な感じがするんですよね。全体を見ると2カ所ぐらいあるかな。達成してないと。だから、逆にこれはちゃんと目標があつて、事業は実施したんだけど、目標が達成できてないんだろうと思える。これが本来の評価や事業の見直しにつながっていくのだと思いますので、表の作りだけではなくて、ちゃんと問題意識とか目標意識を持った上で、事業に取り組んでいただきたいというふうに言っておきます。以上です。

会長 私も意見はいろいろお伝えしてまして、このあたりは調整されると伺っております。では、ここの今の(3)はいかがでしょうか。どなたか、意見ございませんでしょうか。いいですか。

それでは、その次の(4)ですね。(4)は図書館を応援する地域団体等との協働事業ということで、19 ページから 24 ページです。ここには未実施というところもあります。それから、空欄がありまして、先ほど空欄はまだ調整がついてないということでありましたけれども、こちらはいつ記入されることになりますでしょうか。

事務局 昨日、館長連絡会で説明をさせていただいて、来週の水曜日に地域図書館については締め切りまして、その後中央図書館で点検し、7 月の半ばくらいにはまとまる予定です。

会長 分かりました。確実に進めてください。では、その次ですけれども、(5)ですね。調べ学習への支援というところです。

委員 ここで達成してないと北新宿が正直に書いてるのは、すごく新鮮なイメージがあり

ました。全体を通じて付けくわえておきたいことがあります。それぞれの事業について達成度や今後の方向性を書くのはいいんですが、いわゆるコスト面がほとんど書かれていない。お金が幾らかかったということよりも、例えば職員の手間、時間。そういうものが、当初の予定よりもものすごく時間がかかったとか、あるいは職員の人数割当がもっと必要だったというようなことが、今後のことを考えたときに評価として必要だと思うんですね。

全体見ると、事業については今後も継続するとか、現状維持って書かれてますよね。そうすると、今年度、あるいは昨年度やったことの経験が、来年度以降に生きるはずです。例えば、今年は3日準備にかかったけども、来年度はそれが2日で済んだとか、1.5日で済んだとかであれば、その分他の仕事にその時間を振り分けることができるわけですよね。そういう意味で、私は、企業と同じでコスト意識というのは大事だと思うんですよ。ある事業をやるのに人手が5人必要だったと。でも、みんな経験を積んで分かってきたので、それが次年度は4人に減らしたり、3人でできれば、これはすごくいいことだと思いますね。

は達成度の中に含めてもいいのですが、ちゃんと費用面、特に人員、それからその準備にかかった時間、場合によっては機材なんかも、同じ機材が来年度以降も使えるのであれば、それを使い回していくことによって、事実上のコストカットができるわけですよね。そういう意識がないと。とにかく実施することだけ、やれば一定の成果があるはずだっていうような観点ではなくて、一つの事業をやるのに、どれだけの人手やお金や時間を短縮してやるのかというような視点も持っていないと、サービスを区民に還元したことにならない。全て、資金の原資は税金ですからね。それを効率よく使うという視点もあっていいのではないかと思います。そのあたりも盛り込めれば、もっとと良くなるように感じました。以上です。

会長 ありがとうございます。コストパフォーマンスということがよく言われますし、そのあたりはどういうふうに考えるかということになりますけれど。こういう計画表の中では入れるのは難しいかなとも思います。計画を作り直さなくちゃいけないかもしれないんですけど。

委員 その欄を設けるというよりも、例えば方向性へのコメントという欄が右ページにありますよね。そういうところで、昨年度に比べると、ずっとノウハウが蓄積できスムーズに実施できたとか、あるいは、この事業を実施したら、当初はこういう効果があると期待してたけども、副産物、副成果っていうかな。思いがけない、こんな成果も上がったみたいなこともあれば、それも書くべきだと思いますね。すると、それは同じコストをかけても、当初の目標以外にもいろんな成果が上がったということが分かるわけなんで、そういう視点があってもいいんじゃないかという意味です。

会長 では、これについては図書館のほうで書き方について検討していただくということで。ただ、ずっと継続してる事業も多いですから、あまりあらためて負担になるかという、

そういうことではないんじゃないかと思います。むしろ、重点事業というところで、どのくらい重点化するのに時間かかったのかみたいなのところに分けていったほうが、恐らくはやりやすいかなと思いますね。書き方としてその辺工夫していただけますでしょうか。

委員 前回の共通取り組み事業について、今、さまざま説明いただいたんですけども、これがすごく分かりにくくてというのがまず1点あります。達成度という項目の所も、達成度というのは何なんだろう、区民の方が見ても、何を表現してるのかちょっと分かりにくく思います。今、ご説明を受けて分かったところもありました。

それから、現状維持／重点事業というの、何を意味してるのか、これだけではちょっと分かりにくいし、違う表現の所も出てきますよね。区民の方から見ると、項目が分かりにくいのを工夫していただいたほうがいいかなと。

あともう一点、方向性のコメントが、情報量が詳しく非常に充実している所と、1行だけというところがある。これは統一したほうがいいと思います。できるだけ具体性を持った内容が書かれているほうがいいと。各地域図書館から上がってきたものをそのまま載せているのか分かりませんが、情報量については吟味していただいて、図書館によって大きな差がないようにしていただいたほうがいいんじゃないかなと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。まだ書き方の工夫がいる、情報量の問題もあるということがあります。それから、現状維持、重点事業もなかなか分かりづらいということ、これは私も分かりづらいなと思っております。ですから、もう少し書き方に工夫がいるということで、この協議会では意見を述べさせていただくということにさせていただきます。

これで(5)まで行ったんですけども、その中でまだ何か、皆さまがたのほうでご意見ありますでしょうか。まだご発言のない委員の方、ぜひお願いいたします。

委員 戸山図書館の平和事業ですが、ここに参加者の声がかかっている、映画会に参加しての声ですが、これは実施した事業ですので、これからの3年から5年の計画には関係ないからということかもしれませんけれども、この映画のタイトルなども分かるというのかなという感じがしました。

それと、3番の区の各部署との連携および4番の図書館を応援する地域団体等との協働事業という所。ぜひこれは外に向けての働き掛けということで、各部署の連携や地域団体との連携を大いに進めていただき、ここに自殺防止月間についてのことも書いてありましたけれども、6月は環境月間、11月は虐待防止月間とか、春秋の交通安全運動とか、ぜひそういったものをタイムリーに取り上げて、利用している図書館でできることを発信して、地域全体、社会全体で理解していくというような、そういう形もよろしいかと思いますし、自分たちがそれに参加したり、参画してるんだという充実感が味わえますので、ぜひこういったところは今後も力を入れて取り組んでいただけたらなと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。もう少し記述が豊富になると分かりやすいと思いますので、それぞれの地域館から聞き取る必要があるのかなと思いますね。

全館共通の取り組み事業の（１）から（５）ですけれども、ここについては以上でご意見いただいたということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

議題はもう一つ残っておりまして、新宿区立図書館視聴覚資料、DVD に関する貸出数量等の変更の本格実施についてというところについて、お願いします。

資料係長 資料系の平野からご説明申し上げます。よろしく願いいたします。こちらにつきまして、残り時間も限られておりますので、資料の読み上げという形ではなくて、本当に端折ってざっくりと説明させていただきたいと存じます。

昨年の 10 月の協議会でご説明しておりますが、DVD を、今まで 1 点しかお借りいただくことができなかったのが、2 点お借りいただけるようにするというもので、こちらにつきましては、利用者からのニーズを基にしております。試行期間として 1 月から 6 月までの期間で実施し、結果として好評でございまして、貸出数も大きく増えたというところでございます。また、一方、苦情等の支障も特に見られなかったため、7 月 1 日から本格実施をさせていただくというのが、資料の趣旨でございます。

続けてご説明させていただきますが、この資料をお送りしてから、とある委員の方からご質問を頂戴し、それについての回答としてご用意したのが、昨日お送りしました追加資料でございます。こちら、ご質問を 3 点頂戴しました。

一つ目として、試行開始後に予約が 25 件を超えた DVD の点数と、そのタイトルは何かとのお問い合わせです。こちらは『トイ・ストーリー4』、『ジョーカー』、『15 時 17 分、パリ行き』の 3 点です。二つ目は、その平均購入価格は幾らかとのことで、回答として、1 万 4833 円となります。

三つ目として、試行前後で予約待ち期間の分布の変化はどうかということでお問い合わせいただきましたが、大変恐縮でございますが、システムのデータ収集の都合上、予約待ち期間に関わる直接のデータそのものではありません。現在のデータからわかることは、例えば『トイ・ストーリー』につきましては、11 月 29 日に排架されてから、試行の前日、1 月 4 日までの予約数が 21 件でした。それが試行後、1 月 5 日から 5 月末までのデータでございますけれども、その期間の予約数が 30 件ということになります。

言い方を変えますと、試行前は一か月に 21 件の予約があったものが、その後 5 カ月の間で 30 件の予約が追加されたこととなります。これを見ますと、予約数を 2 点にしたからといって、特定の作品に予約が特に集中し、ものすごくお待たせする形になったというわけではないと評価してございます。

また、同じ委員の方から追加でご質問がありました。予約が 25 件を超えたのは前述の 3 点ということでお示ししたところなんです、ホームページをご覧いただきまして、現時点

での予約で 25 点を超えている DVD は他にもあるだろうということで、ご指摘いただきました。言葉が足りなくて恐縮でございましたけれども、試行期間が始まってから 25 件を超えたのはこの 3 点ということです。例としてあげていただいた『ボヘミアン・ラブソディ』などにつきましては、試行が始まる前から 25 点を超えるものがあったというところがございます。

もう一つ、追加資料で言っていた 3 件についても、もっと予約件数が多いようだとご指摘いただきましたが、それはデータの切り取りの期間の関係でございまして、5 月 31 日未現在ですと、このような数字になっていたというところがございます。

あと、副次的な効果として、もともと人気があった洋物の映画、日本の映画、アニメなどに加えて、実用的な作品についてもお借りになる方が増えたと。映画も借りながら、もう 1 本の枠で法律的なこと、例えば悪質商法についても勉強してみようかというような方も増えたのではという感触が、データからも見て取れるところがございます、本格実施に移行したいというところがございます。ご報告以上でございます。

会長 ありがとうございます。こういう試行を経て、7 月の 1 日から本格実施したいということですけども、委員の皆さま、これについて何か質問やご意見ございますでしょうか。

委員 このデータを出していただくようお願いしたのは私です。なぜこういうことをお願いしたかという、一度に借りられる DVD の件数を増やすと、1 人の方が 2 点借りていくことにより、予約の待ち時間は延びるんですよ。これは普通の本でも同じ現象が起きるんですね。予約の件数が 25 件を超えたものは、昨日見た時点では、この 3 件だけではなくて、今、説明ありましたが、全部で 27 作品ありました。『ボヘミアン・ラブソディ』なんか 57 件も予約が入ってるわけですよ。こういうものについて、予約待ちの人が多からもう一点買っていくとどういうことが起きるかという、これは典型的な無料のレンタルビデオ屋になっていくんですよ。

かつて本について、無料貸本屋批判があったときと同じですよ。1 人の利用者が借りられる冊数を増やすと、その図書館の全体の貸し出し図書は当然、増えるんですよ。図書館としてはいいことだと思うんですね。その結果、人気がある本に予約が集中するから、その本を複本で買っていくということをずっとやっていくと、どんどん人気のある本の複本が増え、その結果、その図書館の貸し出しは伸びていくと。結果的にこれが無料貸本屋という批判を浴びたわけですね。

だから、新宿区の場合も、予約が 25 件を超えた場合には、複タイトルって言うかな。複本で DVD を増やすんですか。仮にそれをやっていくとすると、これは紛れもなく無料レンタルビデオ屋に転げ落ちていくということを心配したわけなんですね。

そうじゃない DVD を借りていく人ももちろんいるんですよ。トータルでは、もちろん無料レンタルビデオ屋じゃないんですよ。図書館は。けども、これは地元の無料レンタルビデ

才屋さんからすれば、こんなに人気のあるものはうちでも有料で貸してるんだと。それを図書館が無料でやられたら営業妨害だというふうに感じられるのは、これは当然だと思うんですよね。だから、今後、予約が増えたときに、複本に当たるもの。同じタイトルの DVD をどうやって買い増ししていくのか。そこら辺りの方針を確認させてください。

会長 この点いかがでしょうか。

資料係長 ご指摘のとおり、いわゆる無料貸本屋的なものは、公共図書館としては不適切な状態と考えています。追加で買うときにも、予約が 25 件という目安もございますけれども慎重にやりたいと考えておりまして、DVD を扱う図書館はこちらの中央館の他、3 館ございますけれども、多くてもそこまで考えているところでございます。

また、直接のご説明とはちょっと違ってしまいうんですが、ホームページに出しております数字なんですけれども、例えば 50 件という数字が出ていたとしまして、その 50 件が、今現在 50 人待っているものだけではないと申しますか、ある期間、例えば半年の期間の中で 50 人の方が予約をしたことがあるという、そういう数字です。もう既にお借りになった方ですとか、例えばテレビが放送されると一気に予約が減るという傾向があるんですけれども、そのようなことで予約を取り消された方も含まれています。こちらの数字は、一度予約された方の数を全て載せているということで、補足させていただきます。

委員 分かりました。ありがとうございます。それこそ『ボヘミアン・ラブソディ』は先週、テレビでもやりましたからね。とこういう人気のあるものについて複タイトルを買っていくと、そういう危険がありますという警鐘を鳴らしたかったので、そのあたりを分かった上で複本をそろえていただきたいと思います。

それから、委員の皆さんには、この平均購入価格に注目していただきたい。人気のある DVD について示していただいたら、1 万 4800 円。そんなにするものなんですよ。これは図書館が貸し出せるものだから。通常個人が買うと、今、Amazon で調べましたけども、1000 円か 2000 円ぐらいで買えます。でも、図書館は貸し出しができるという許諾を得るために、こんなに高いものを買ってるんだということは、ぜひご理解いただいたほうがいいと思いますね。

個人的な意見ですが、『ボヘミアン・ラブソディ』や『トイ・ストーリー4』をもう一点買うくらいだったら、私は、ちゃんとした本を何十冊か買いそろえたほうがよっぽどいいのではないかというふうに考えてます。そのほうが公立図書館のあり方としては、まともな生き方じゃないかと、個人的には思います。ありがとうございました。

中央図書館長 先ほどの DVD の 2 点貸しのご質疑の中で、資料係長からもご説明はさせていただいたんですが、予約が確かに増えるというところは事実でございますが、新宿区の図

書館としては、あくまで複本を含めて DVD を収蔵するのは 3 館ということで、同一コンテンツは 3 点までを原則とすることを、方針として持っております。

貸し DVD 屋さんですとか、販売店などについては、売れるもの、たくさん借りてもらうものという市場性が重視されるため、需要に応じて同一コンテンツを多く揃えたりしますけれども、図書館の役割としては、視聴覚資料につきましても、多様性を追求するということで、できるだけさまざまなストックの充実という方向で考えてございますので、そういった意味では、われわれが行っている方針というのは、今のご指摘にも合致するものなのかなと思ってございます。以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、この DVD の貸し出しを 7 月 1 日から本格実施することということで、皆さまがた、お認めいただくということによろしいでしょうか。

ちなみに、価格についてコメントしておきますと、図書館での貸し出し用 DVD の値段ですけど、いわゆる通常価格の 3 倍というのが貸し出しの補償金と言われておりまして、ですから 5000 円で販売されているものなら大体 1 万 5000 円程度が相場のようなようです。ただ、もっと高いものもあるようなので、収集をする枚数は本当に吟味して抑えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この件については終わります。あとその他というところがありますけれども、事務局より報告がありますので、お願いいたします。

事務局 前回にご説明しました、新宿区立図書館運営協議会の設置要綱の改正についてですけれども、組織の中で区立学校の先生をもって充てる委員の規定部分について、改正箇所としておりませんでした。この部分に関しまして、前回、委員から、改正前の区内学校職員という規定の仕方では、学校長や、そもそも教員は含まれないのではないですかというご指摘いただきました。法務とも確認しまして、規定の仕方で解釈が生まれるようなものは好ましくないということ、それから実際にも校長先生に委員に就任いただいているということから、要綱の改正にあたりまして、この部分の規定を新宿区立小学校長会、または新宿区立中学校長会の推薦を得た者というふうに改めた上で、決定を受けましたので、この場をお借りしまして報告いたします。

また、きょうで令和元年度と 2 年度の運営協議会は終わりとなります。お忙しい中、2 年度にわたり委員をお務めいただきありがとうございます。中央図書館長によるあいさつをさせていただき、その後、会長から閉会のお言葉をいただければと思っておるんですけれども、少々時間が過ぎていますがよろしいでしょうか。

委員 時間が押してる中、最後に申し訳ないですがよろしいでしょうか。資料を拝見させていただきまして、図書館の皆さまがたがさまざまな取り組みをさせていただいていることを感じ、大変感謝しております。いろいろな取り組みも各図書館でやっていたいただいているので、

ぜひ達成されて好評だったものは、各図書館で成功のノウハウなどを共有していただいて、広くいろいろな取り組みをやっていただければと思います。図書通帳なんかもとても興味深いものですので、広げていただけたらなと思っております。あと、新中央図書館のお話もありましたけれども、ぜひ建設に向けて動いていただけたらと思います。

一つ質問なんですけれども、新中央図書館はどこに建てられるのでしょうか。また、その間は、図書館はまた移転しまうのでしょうか。もし建設が始まった場合は、どうなるのでしょうか。

事務局 新中央図書館の予定は同じ場所を予定しています。あくまでもここに移転してきた時の話なんですけれども、図書館はそのまま運営して、校庭部分に先に建て、引っ越しして、最後にここを取り壊すというような計画だったんですね。もう一度検討するということにはなっていますが、一応、今後展開していくとしてもそういう形で、中央図書館がなるべく休館しないような工夫をしていきたいと考えております。

委員 分かりました。それがお伺いできて少し安心いたしました。場所的にもとても利用しやすかったですので、ありがとうございます。以上です。

事務局 会長、最後に区民委員の方から一言ずついただくというのはどうでしょうか。

会長 館長さんの前に、区民の委員からということですね。今期最後になりますので、大変な時期に皆さんお過ごしだったと思いますけど、この会に参加していただきましたので、皆さまがたの感想なりご意見なり、一言ずつ伺えればと思います。

委員 2年間ありがとうございました。特に後半の1年間は、コロナの関係もあっていろいろな開催方法とかの頻度も含めて制約ありましたが、その他、他自治体の図書館にも一度見学の機会ありましたけれども、そのような企画がもっとあったらなとは思いました。ただ、少なくとも1回はありましたが、議論も基本的にいろんなテーマでやらせていただいたので、本当に個人的にも貴重経験になりました。ありがとうございました。

委員 私は2期、各2年間務めさせていただきましたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。図書館についてすごく理解が深まったということもありますが、ただ、一つだけ、先ほど他の委員からもご指摘あったように、ちょっと新宿区の図書館の運営というのは、少しナーバスというか、神経質というか、保守的というか。近隣の他の区も利用してますけれども、休館なんかも多いし、いまだに消毒と換気のため、1日に2回30分立ち入れない制限があったりとか、そんなことをやってますので、今回DVDなんかもようやく近隣の区の館に追い付いたのかなという感がしてます。今後、できれば新宿区が他の区に比べ

でもっとアグレッシブにといいですか、先進的な区立図書館になっていただければなというふうに、期待を述べさせていただいて、お礼に代えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。以上です。

委員 2年間ありがとうございました。図書館というとあまり、実際に私は使うんですけども、広報活動とかだったりが結構、見えてなかったんですけども、実際、6月5日の広報新宿などにも結構、図書館の催し物というのが大きく載ってたりして、この2年間、参加させていただいて、図書館に関する情報を敏感に吸収しようというところが出てきまして、申し訳ないんですけど、意外にやられてるんだというのが、この2年間で分かってきましたので、これがもう少し、私はこういうふうに区民委員として入ったから、そういうふうに敏感になったのかもしれないんですけども、もう少し広く皆さんに情報共有が行き届くような形ができればいいなというふうに思うのと、もう一つは、今、先ほど予算の件とかいろいろおっしゃってたんですけども、新聞でも見たんですけども、民間の寄付などを結構、活用してやられたりしてるところもあるようでしたので、そういう民間の力というのもうまく活用できる、そういう障害を取り除いて、うまく区民のためにいい図書館運営ができればいいなというふうに思いました。ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。それでは、図書館長にごあいさつさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

中央図書館長 改めまして、今期の図書館協議会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本日は前回に引き続き、コロナ対策ということで、会議室、およびオンラインでのハイブリッドの会議となりましたが、長時間にわたりまして、委員の皆さまの熱心なご協議をいただきましてありがとうございました。これまで皆さまからいただきました貴重なご意見、ならびに今期のまとめにつきましては、今後の区立図書館の運営に反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の協議会でもご協議をいただきましたが、なかなか収束が見えないコロナ禍にあっても、新宿区立図書館は区民の皆さまに親しまれ期待されている施設であると、本日あらためて実感いたしました。元年度、2年度の2カ年度にわたりまして、ご協議をいただきました今期の図書館運営協議会は、本日をもって任期満了となりますが、今後も委員の皆さまからのご要望に応えられる施設としていくため、図書館職員一同、指定管理者とともども、一生懸命、取り組んでまいりますので、どうぞよろしくご支援をお願いいたします。

なお、区民からの公募の委員の皆さまにつきましては、本日をもって任期満了となります。次の当協議会の委員構成はまだ未定でございますけども、本日が最終となりました。本当にいろいろと熱心にご議論いただきましてありがとうございました。また、その他の委員にお

かれましても、今回をもってご退任される方がもしかするといらっしゃるかもしれませんが、今後とも当協議会のみならず、さまざまな場面でご意見、ご提言をいただければと思っています。

最後に、これまで当協議会の取りまとめを始め、大変ご尽力をいただきました雪嶋会長を始め、全ての委員の皆さまに心から感謝を申し上げまして、私からの閉会のごあいさつとさせていただきます。それでは、大変恐縮ですが、私からも雪嶋会長のごあいさつをお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

会長 私のほうからも一言、皆さまがたに感謝を申し上げたいと思います。今期は、1年目は海外におりましたので、何もできなかったということで、三浦会長、それから中村副会長に大変お世話になりまして、ありがとうございます。長くやってますけども、不手際なことも大変多くて、皆さまがたにいろいろカバーしていただいておりますけども、こういう話し合いの場をずっと続けられるということ、これが非常に重要なと思います。

それから、区民の皆さんがどういうふうに感じてるか、思ってるのかということが、この会で非常によく分かりまして、そういうところでも、この新宿区を何とかしていきたいなというふうに思っているところであります。皆さまがたのご協力、大変ありがとうございました。その他の委員のかたがたも、今後とも、新宿区の図書館のためにぜひご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今期のこの会ですけども、これで終わりとなります。ありがとうございました。

(了)